

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 荻野 隆一

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 新堀尾島線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p>同市新堀字籠原裏九三三番地先 ま で</p>	<p>熊谷市新堀字籠原裏八八〇番四 地 先 から</p>	<p>区 間</p>
<p>一一・〇〇〇 二二・二二</p>	<p>六・八〇〇 一三・〇三</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>四〇三・〇九</p>		<p>延 長 (メートル)</p>
		<p>備 考 熊谷市土地区画整理事業</p>